

# グラヴィティ ヨガ協会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当協会は、グラヴィティヨガ協会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当協会は、主たる事務所を大阪市西区新町1-28-11安川ビル4Fに置く。

2 当協会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当協会は、現代社会に生きる我々の身体的・精神的ストレスによる心身の不調和を改善するべく、「グラヴィティヨガ」プログラムを通して、全ての人々の身体的、精神的健康を実現し、個人から意識レベルを高め、ひいては社会的健康へ、平和社会を実現することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- ① グラヴィティヨガの教授、教授に関する情報の提供
- ② グラヴィティ ヨガについての知識及び、技術・能力に関する検定試験の実施。
- ③ グラヴィティヨガに関する研究会、講習会、講演会の開催。
- ④ 機関誌の刊行及びグラヴィティヨガに関する図書の出版。
- ⑤ 関係各種団体及び会員相互との連絡提携交流。
- ⑥ その他目的を達成するため、必要な事業。
- ⑦ 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業。

(機関の設置)

第4条 当協会は、理事会を置くことができる。

## 第2章 会員

(種別)

第5条 当協会の会員は、次の4種とする。

- ① 正会員 当協会の目的に賛同し事業を推進・運営するために入会した個人又は団体及び法人
- ② インストラクター会員 当協会の目的を啓蒙するため入会した個人
- ③ 賛助会員 当協会の事業を賛助するため入会した団体及び法人
- ④ 名誉会員 当協会に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(入会)

第6条 正会員については、2名以上の正会員の推薦を必要とし、理事会の承認を受けなければならない。インストラクター会員及び、賛助会員は、理事会が別に定める入会申込書にて申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 1正会員(個人)は、入会金 15,000 円及び年会費 18,000 円を納入しなければならない。

2正会員(団体及び法人)は、入会金 30,000 円及び年会費 36,000 円を納入しなければならない。

3登録インストラクター会員は、入会金 2,500 円及び年会費 3,000 円を納入しなければならない。

4認定インストラクター会員は、入会金 5,000 円及び年会費 6,000 円を納入しなければならない。

5賛助会員(団体及び法人)は、入会金 15,000 円及び年会費 18,000 円を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

① この規定その他の規則に違反したとき。

② 当教会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

③ その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

① 会費の納入が期日以降三ヶ月なされなかったとき。

② 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当協会は、既納の入会金、会費その他の拠出金品をその理由を問わず、これを返還しない。

### 第3章 会員総会

(種類)

第12条 当協会の会員総会は、定時会員総会及び、臨時会員総会の2種とする。

(構成)

第13条 会員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 会員総会は、次の事項を決議する。

- ① 会則の変更、追加及び廃止
- ② 会員の除名
- ③ 役員を選任及び解任
- ④ 各事業年度の決算報告
- ⑤ 理事会において会員総会に付議した事項

(開催)

第15条 定時会員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 会員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第17条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第18条 会員総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第19条 会員総会の議事については、議事録を作成する。